

## 令和2年長浜市農業委員会2月定例総会会議録

令和2年2月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（17人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑	義彦	2番	伊藤	泰子
	3番	布施	善明	4番	阿辻	康博
	6番	廣田	重夫	7番	八若	和美
	9番	北村	富生	10番	大塚	高司
	11番	堀田	繁樹	13番	多賀	正和
	14番	中島	一枝	15番	近藤	和夫
	16番	廣部	重嗣	17番	家倉	和行
	18番	保積	郷司			

### 2. 会議に欠席した委員

5番	西橋	絹子	19番	池田	美由紀
20番	松居	利平			

### 3. 会議に出席した職員

局長 酒井 猛文、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則  
主幹 大住 広樹

### 4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第462号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第463号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第464号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第465号	農用地利用集積計画案について
議案第466号	土地改良事業参加資格交替承認申請について
議案第467号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

## 5. 議事録署名委員

2番 伊藤 泰子      4番 阿辻 康博

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和2年2月定例総会を開催させていただきたいと存じます。本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内17名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは引き続き事務局より、報告と本日の会議次第について説明致します。

まず報告ですが、1月16日に長浜市議会産業建設常任委員会より農業委員会の機能強化ということで説明報告の要請を受けましたので、事務局が出席し、昨年以降の新体制の仕組み、状況について報告を行いました。次に1月17日滋賀県農業会議の常設審議委員会が、大津市において開催され、会長に出席していただいております。なお、当市からの諮問案件はございませんでしたので、事務局からは出席をしておりません。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が4件、4条申請が1件、5条申請が10件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、別段面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る2月3日に当番委員、3番の布施善明委員、6番の廣田重夫委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど、ご説明をよろしくお願い致します。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出致しております。

事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

なお、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申しあげます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長によりよろしくお願い致します。

(会長)

本日の午前については、推進委員会議があり、出席されました委員につきましては、大変ご苦勞様でございました。この2月になりますと、新聞紙上等では、コロナウイルスであります。中国で発生し、日本に入り、そして全国に散らばり始めているという所でありませぬ。皆様におきまして、どこから入ってくるのか分からなく、ウイルスは目に見えないので、自己の管理を十二分にさせていただきまして、病気にかからないように気を付けていただきたいと思ひます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の欠席通告でございますが、5番の西橋絹子委員、19番の池田美由紀委員、20番の松居利平委員が欠席通告をいただいております。

本日の議事録署名委員報告ですが、2番の伊藤泰子委員、4番の阿辻康博委員、両委員よろしくお願ひします。

それでは、会議にはあります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願ひいたします。

まず、報告事項について事務局より説明をお願ひします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和2年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところだす。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうへ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西上坂町地先、田78㎡、畑22㎡、計100㎡を太陽光発電施設に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、北と西は雑種地、南は宅地、東は道路だす。

続いて、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところだす。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうへ、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、平方町地先、田2筆、368㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、北は道路、南と

西は農地転用届出済地、東は雑種地です。

番号2、土地の表示、神照町地先、田740㎡、畑92㎡、計832㎡を売買により分譲住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、北は水路、南は道路、東と西は宅地です。

続いて、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用の届出について、令和2年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、木之本町西山地先、田1筆、3,124㎡の内160㎡を農機具格納庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、北は水路、南と東は農地、西は道路です。

番号2、土地の表示、湖北町河毛地先、畑1筆、309㎡の内179.44㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、北と東は農地、南は道路、西は宅地です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年2月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会会長宛てに計22筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田が21筆、36,189㎡、畑が1筆、940㎡、合計37,129㎡の解約です。番号1、2、7、番号15から22が相対で、番号3から6、番号8から14が円滑化による利用権の解約です。次に、番号1と7は、耕作者変更に係る解約です。次に番号2から6、番号8から22は、後にご説明させていただきます議案第465号、利用権の設定のうち中間管理事業による利用権の設定に係る解約で、お手元の議案書右に記載している番号が利用権の設定の番号となっておりますのでご確認ください。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議の方に移ります。

まず、議案第462号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第462号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が4件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。では、議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、西上坂町地先、畑1筆、19㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、耕起された状況でした。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作をされている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。また譲受人は、現在、本農業委員会が定める下限面積に達していないため、後にご説明させていただく、議案第465号の利用権の設定番号1を賃貸借にて借りられることで、下限面積に達します。このことから、許可を利用権の公告日に合わせることにしたいと思います。

続きまして番号2、土地の表示、加田町地先、畑2筆、124㎡を売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、野菜の作付けを確認しました。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作をされている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

続きまして番号3、土地の表示、堀部町地先、田1筆、4,384㎡を売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈取跡を確認しました。譲渡人は県外に居住されており、申請地の管理ができないことから、現在申請地の周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

続きまして番号4、土地の表示、大依町地先、田2筆、2,469㎡を売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈取跡を確認しました。譲渡人は高齢で、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から番号4につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地、及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第462号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第462号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第462号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

次に、議案第463号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第463号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第463号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、1月21日に農地等調査委員会の將亦委員長、1番の小畑委員、20番の松居委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和2年2月3日に、3番の布施善明委員、6番の廣田重夫委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願ひします。

申請番号1、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、加田町地先、田1筆、402㎡、転用目的を貸資材置場及び貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は道路、南は雑種地、東は水路、西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されています。これは、先代が昭和54年頃に申請地を貸資材置場として賃貸借をされ、現在に至っているとのことです。申請人は同集落内に居住しており、平成26年に相続されています。今回、平成30年9月頃に賃貸借契約が終了し、新たに貸資材置場と活用するため、不動産資産の整理を行ったところ、農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。必要書類も提出されております。現地調査を行った結果、すでに非農地となっており、雨水、排水対策も整

っていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第463号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第463号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第464号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第464号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第464号につきまして、締切までに10件の申請がございました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついていますが、先議案第463号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先議案と同様に当番の委員をお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

それでは、申請番号1、永久寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、永久寺町地先、畑3筆、1,234㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲

の状況は、北は宅地、南は道路と雑種地、東は道路、西は水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、現在、県外で不動産業を営んでおりられます。現在、事業範囲の拡大に伴い、同集落にて営業所を建設しています。今回、市内の事業者から貸資材置場の賃貸借の依頼があったため、申請地付近で適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

#### (事務局)

申請番号2、三川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

#### (布施委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、三川町地先、畑1筆、155㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用物置とした申請です。周囲の状況は、北と南は農地、東と西は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の東側の住宅に居住しています。現在、住宅付近で農業用物置を借用しており、今回、貸主から明け渡しの要望があり、新たに農業用物置が必要になったことから、自宅付近で適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

#### (事務局)

申請番号3、八島町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可することから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣田委員よりご報告をいただきます。

(廣田委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、八島町地先、田1筆、490㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と東は雑種地、南と西は道路です

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、昭和50年頃に貸渡人の先代が駐車場として造成され、現在に至っているとのこと。借受人は、現在、市内のアパートに妻と二人で住んでいます。今回、家族が増える予定であり、育児においても両親に手伝ってもらうため、実家付近で住宅を建築する計画を立てられ、適地を探されたところ、父親である貸渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

また、残地についても非農地であります。現地調査でお話を聞いたところ、娘も住宅建築予定であり、転用を検討中とのこと。また、申請地の隣接地は貸渡人の土地であることから、トラブルも発生しないものと思われま。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、醍醐町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可することから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、醍醐町地先、畑1筆、241㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と東と西は道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに整地されています。これは平成20年頃に譲受人が駐車場として整地され、現在に至っています。譲受人は申請地付近に居住し、お寺の住職であり、グループホームの運営や一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいるとのこと。申請地については平成20年頃にグループホームの従業員駐車場として農地があると知らず、譲渡人と売買で話がまとまったことから、一体を整備したとのこと。今回、不動産資産の整理を行ったところ、農地転用が未手続であることが判明したため、申請をされたものです。必要書類も提出されております。すでに、乗用車もおいてあります。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5は湖北町海老江地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しています。第2種農地については、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣田委員よりご報告をいただきます。

(廣田委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、湖北町海老江地先、畑1筆、497㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、北と南は宅地、東は農地、西は道路です。

写真をご覧ください。借受人は太陽光発電事業を営んでいる会社です。以前から湖北地区を中心に事業を展開しており、今回、小規模で太陽光発電事業を展開するにあたり、申請地付近で適地を探されたところ、市外に居住し、申請地の管理に困っていた貸渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査で話を聞いたところ、申請地は整地を行い、東の農地との間には、素掘り水路が設けるとのことです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6は川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しています。第2種農地については、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、川道町地先、畑1筆、375㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と西は雑種地、南は道路、東は農地です。

写真をご覧ください。借受人は、市外のアパートに夫と子ども2人と住んでいます。子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭になってきたため、今回、住宅を建築する計画を立て、実家付近で適地を探されたところ、祖父である貸渡人と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、宮部町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しています。第2種農地については、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受付いたしています。

本案件の詳細につきましては、廣田委員よりご報告をいただきます。

(廣田委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、宮部町地先、畑1筆、499㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は水路、南は農地、東と西は宅地です。

写真をご覧ください。借受人は市外のアパートに妻と住んでいます。今後、家族が増えたりすることを考え、妻の故郷にて住宅を建築する計画を立て、妻の実家付近で適地を探されたところ、妻の父である貸渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査で話を聞いたところ、雨水、排水については北側の水路へ排水するとのことでした。南側に隣接する畑にも影響は無いものと思われそうです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しており

ます。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、布施委員よりご報告をいただきます。

(布施委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、内保町地先、田2筆、1,776㎡、契約内容はその他で、転用目的を埋蔵文化財発掘調査とした一時転用申請です。周囲の状況は、北と東は道路、南と西は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、市内で不動産業を営む会社です。今回、申請地で分譲宅地を転用する計画を立て、調査したところ、埋蔵文化財発掘調査が必要であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、埋蔵文化財発掘調査であり、雨水、排水対策の必要はなく、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、木之本町木之本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。北部振興局から西へ、300mほどに位置します。公共施設から概ね300m以内であることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣田委員よりご報告をいただきます。

(廣田委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、木之本町木之本地先、田1筆、195㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は農地、南は宅地、東は道路、西は水路です。

写真をご覧ください。借受人は、両親と妻と同居しています。今後、家族が増えることを考え、実家付近で住宅する計画を立て、適地を探されたところ、父親である貸渡人と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査で話を聞いたところ、排水については西側の水路及び東側に側溝に排水をすることです。また、隣接農地は貸渡人の土地でトラブルは発生しないものと思われま

す。現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画され、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、三川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

隣接農地所有者、地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣田委員よりご報告をいただきます。

(廣田委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、三川町地先、田3筆、2,025㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、北は農地、南は水路、東は宅地、西は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、彦根市で設備、建設業を営む会社です。仕事は軌道にのっており、今後、長浜市で住宅建築等の需要があることから、資材置場が必要となり、申請地付近で適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

現地調査で話を聞いたところ、道路の高さまで盛土をされるとのことでした。北の農地とは、今は申請地と一体利用されていますが、今後は土手を作り、素掘り水路を設置することでした。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第464号についてご意見ご質問を求めます。  
ございませんか。

(北村委員)

申請番号8の埋蔵文化財発掘調査ですが、何が埋まっているのか。それと、終わった後はどうするのか。

(事務局)

何が出るかにつきましては、実際、発掘してみないとわかりません。ただ、区域に入っており、発掘調査が必要ということです。

(廣田委員)

本申請については、長浜市の開発指導要綱の対象であり、担当課で事前審査を行ったところ、歴史遺産課より当該地区は内保遺跡区域内であるため、事前に発掘調査が必要であるとのことから申請されたものです。

(事務局)

今のご質問ですが、遺跡につきましては、ある特定の場所に埋められています。例えば土偶など、昔の物が想定されます。この場合、市の歴史遺産課が区域の指定をしておられます。この区域内で農地転用をされる際には、事前に掘って、文化財が埋蔵されているかどうかを確認する必要があります。今回、申請地を分譲住宅として計画され、調査をしたところ、埋蔵文化財発掘調査が必要な区域であったとのこと。実際には、農地を掘り起こし、調査に必要な期間が約1ヶ月程度必要であることから、事前に一時転用が必要ということになります。

(布施委員)

全面を調査となると、掘った土はどうなるのか聞きましたところ、発掘調査については、最初は道路から1メートル程を掘ってから出るかどうか確かめるとのことです。

(事務局)

参考までにですが、それぞれの遺跡の区域分けについては、昔の古文書とか歴史資料などを基に、長浜市内を図面の中で区域分けをしています。図面の中で、一定の開発が行われて、文化財が出てきた場合は、その調査結果を区域ごとの図面に順番に書き足しておられます。今回、この内保遺跡のエリアにつきましては、まだ調査されていない状態でしたので、改めて参考資料とするための発掘調査をしてくださいということになります。例えば遺構が一つ出てきた場合、周辺にはまだある可能性があることから、改めて発掘調査をされます。出なければ、参考資料で調査済みという表記やこの区域にはありませんという表記をされ、次からの開発により深く掘ることをされる以外はないと思います。それはここだけに限らず、開発を出されると可能性がある部分についてはすべて出てきます。ですが開発行為をされる際に、そこが何遺跡という区域で、周知の遺跡で既に確認されている所については、作業中に文化財が出てきたら作業を一時中断し、届出をすることになると思います。もし、やっていて何も出てこなければ、文化財がないということから作業を進めていけるということなんです。

(北村委員)

わかりました。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第464号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第465号、農用地利用集積計画案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第465号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。

今月は、相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件、農地中間管理事業による利用権の設定の案件がございます。相対による利用権の設定につきましては、貸し手35人に対して借り手が7人で、筆数は71筆、合計面積で、89,757㎡を利用権設定される計画です。

次に所有権の移転につきましては、所有者2名、取得者2名、筆数は2筆、面積は1,631㎡を所有権移転される計画です。

次に農地中間管理事業による利用権の設定については、貸し手82人に対して借り手1名で、筆数は196筆、合計の面積で、334,841.29㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが、利用権設定について、と記載されている番号1から番号71につきましては相対によるもので、認定農業者及び地元農業者に利用権設定される計画です。

次に番号72から番号267までが農地中間管理事業による利用権の設定で、貸し手より滋賀県農林漁業担い手育成基金に利用権を設定される計画です。

次に所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手及び所有権移転の相手先は、いずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第465号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第465号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申したいと思います。

(会長)

次に、議案第466号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第466号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました3件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるものであり、湖北土地改良区の行う土地改良事業には、土地所有者の参加が妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第466号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第466号、土地改良事業参加資格交替承認申請についてこれを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第467号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第467号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和2年2月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱要綱の規定により、下限面積を公示するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般、告示を行う木之本町杉野地先の畑2筆については別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録を

され今般、売買の話がまとまり申請に至ったものです。さる1月20日、現地委員であります小畑委員と事務局で現地調査を行った結果、一部梅の木が植えられているが、大部分は防草シート設置され草が生えないよう管理されているものの、長年耕作がされていないと見込める為、遊休農地と認めるが、管理が行き届いている為、耕作再開も容易であることから、別段面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、1月21日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第467号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第467号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第467号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。